

7月21日(日)は

「参議院議員通常選挙」

が行われます

【公 示】7月4日(木)

【投 票】7月21日(日)、午前7時～午後8時(町内11投票所)

【開 票】7月21日(日)、午後9時～(上里町役場4階・大会議室)

投票について

入場券に記載されている投票所で、投票用紙の交付を受けてから候補者名等を記入し投票してください。必要な方については代理投票、点字投票の制度もありますので投票所でお申し出ください。

入場券は封書で世帯ごとに郵送されます。点字シールを貼付した入場券を希望される方はあらかじめご連絡ください。入場券を紛失された場合は、投票日当日、投票所の受付係にお申し出ください。

期日前投票

投票日当日に、何らかの理由で投票所へ行くことができない方は、投票日前に期日前投票ができます。

不在者投票

①指定施設で投票する方法
都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院、入所している方は、その施設内で投票できます。

②滞在地で投票する方法

町外の滞在が長期にわたる場合は、上里町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、最寄りの市区町村の選挙管理委員会にて投票することができます。

③郵便等で投票する方法

点字投票

視覚障害のある方は、点字で投票することができますので、投票所でお申し出ください。また、ご希望の方には、入場券に点字シールを貼って郵送することもできますのでご連絡ください。

その他の投票制度

代理投票

投票用紙に文字が書けない。

投票所		区域(行政区等)
第1	賀美児童館	黨・金上・内出・西金・勝一・勝二・原一・原二
第2	上里北中会議室	金下・金下東・天神・真下・堀込
第3	長幡保育園	宿・屋敷・東宮・十八軒四軒家・中五明・南五明・寺西・新堀・並木沖
第4	長幡児童館	下郷・宮・上郷・久保・西大・東大南・東大北
第5	七本木児童館(※)	田中・石倉・丹蔵・岡・東堤・堀之内・横町・阿保町・長浜町
第6	上里町男女共同参画推進センター	立野・立野南・上久城・中久城・本郷一・本郷二・本郷三
第7	上里東公民館	下久城・京塚・古新田
第8	上里東小体育館	三田・三軒
第9	上里町役場・町民ホール(※)	久保新田・四ツ谷・西原町東・西原町西
第10	安盛保育園	一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・東町東・東町西
第11	神保原児童館	宮本町・八町河原・忍保

※今回の選挙から投票所に使用する施設が変更になる選挙区です。

投票所に使用する施設が一部変更になります

今回の選挙から、第5・9投票区の投票所に使用する施設が変更になりました。投票所の地図は、入場券の封筒に掲載していますので、お間違えのないようにご注意ください。

また、今回の入場券は青色で印刷されています。第5・6投票区は同一施設を利用するので、投票所の間違いを防ぐため、第5投票区の入場券のみ緑色で印刷されています。

上里町で投票できる方

平成5年7月22日までに生まれた方で、平成25年4月3日まで上里町に住民登録し、引き続き町内に居住している方です。

「選挙公報」について

選挙の際、候補者の氏名や経歴、政見、写真などを掲載する選挙公報を新聞折り込みで配布します。新聞未購読の場合等は、町内各公共施設等にも用意しますのでご利用ください。郵送希望の方は、事前に上里町選挙管理委員会へご連絡ください。

公職選挙法が改正されました

平成25年5月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布されました。

◆成年被後見人の方の選挙権・被選挙権が回復されます。

成年被後見人の方は今回の参議院議員通常選挙から投票することが出来ます。

◆インターネットを使った選挙運動ができるようになります。

有権者は、ウェブサイト等を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メールを利用した選挙運動は引き続き禁止されています。※詳細は町ホームページをご覧ください。

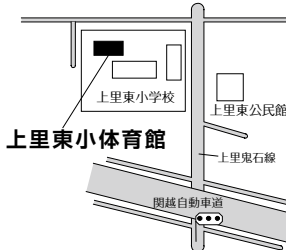
問合せ…上里町選挙管理委員会【035-12237】

投票所はこちらです ～各投票所案内図～

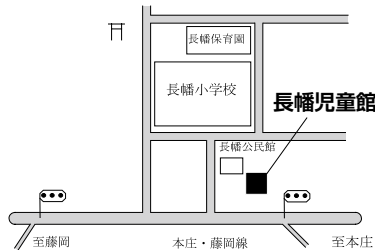
各投票所の地図は、郵送される入場券の封筒に記載されています。

※今回の選挙から投票所に使用する施設が変更になる選挙区です。

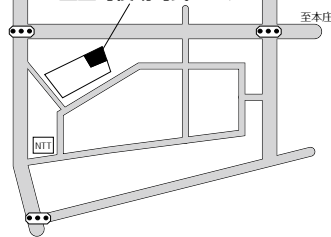
第8投票区（上里東小体育館）



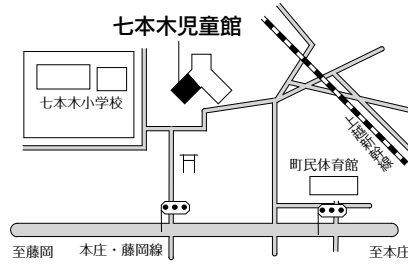
第4投票区（長幡児童館）



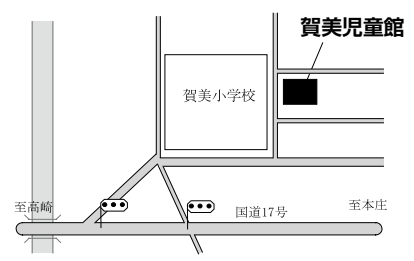
※ 第9投票区（上里町役場・町民ホール）
至国道17号 至神保原駅



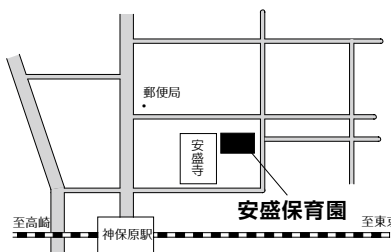
※ 第5投票区（七本木児童館）



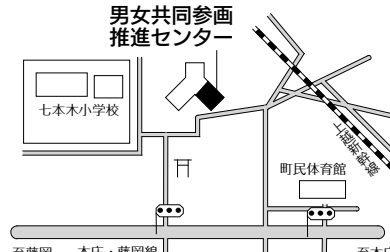
第1投票区（賀美児童館）



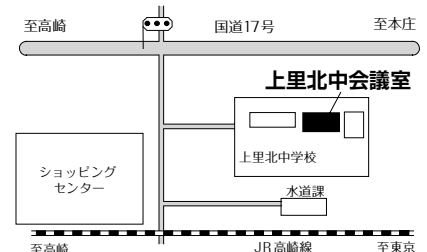
第10投票区（安盛保育園）



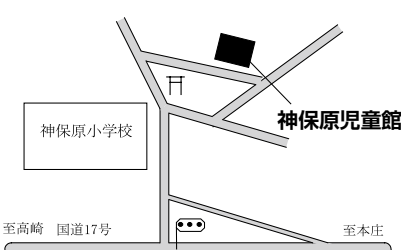
第6投票区（男女共同参画推進センター）



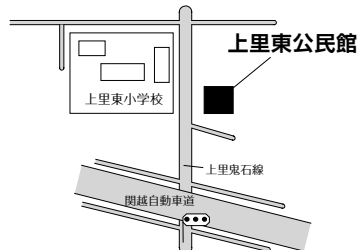
第2投票区（上里北中会議室）



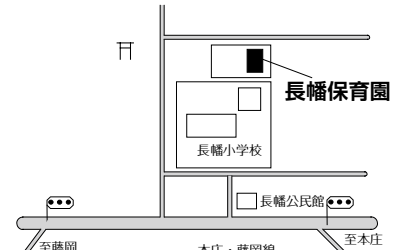
第11投票区（神保原児童館）



第7投票区（上里東公民館）



第3投票区（長幡保育園）



国民健康保険

7月12日(金) (予定) に

「平成25年度国民健康保険税納税通知書」を発送します！

わが国では、職業や年齢に関係なく、全ての人がいずれかの健康保険に加入(国民皆保険制度)しなければならないことになっており、職場の健康保険等に参加している方を除いて、国民健康保険への加入が義務付けられています。国民健康保険税は、地方税法および上里町国民健康保険税条例により世帯主(普通世帯主、擬制世帯主)が納税義務者となります。



課税について

課税世帯

(1)普通世帯

世帯主およびその世帯に属する国民健康保険に加入している世帯員につき算定した各種割額(※)の合算額が基礎となり税額が算出され、世帯主へ「普通世帯主」として課税されます。

(2)擬制世帯

世帯主が国民健康保険に加入していない世帯で世帯員が加入している場合は、加入している世帯員につき算定した各種割額(※)の合算額が基礎となり税額が算出され、世帯主へ「擬制世帯主」として課税されます。

※所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額

税額算定方法

国民健康保険に加入している方の前年中の所得(所得割額)、本年度固定資産税額(資産割額)、本年度の被保険者数(均等割額)、世帯(平等割額)に基づき、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分(以下、医療分・後期分・介護分)ごとに算出し、その合計額が税額になります。

なお、医療分51万円、後期分14万円、介護分12万円で、あわせて77万円が課税限度額になります。

税額算定方法(平成25年度から医療分および介護分の税率等が改正されました)

区分		所得割額	資産割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
算定基礎		総所得金額および分離課税の所得金額等の合計額から住民税の基礎控除相当額(33万円)控除後の合計額	固定資産税のうち土地および家屋にかかる部分の額	被保険者一人あたり	一世帯あたり
税率等	医療分	6.3%	25%	15,000円	10,000円
	後期分	1.8%	—	8,000円	—
	介護分	1.23%	—	8,100円	—

※介護分は、加入している40歳以上65歳未満の方が該当します。

納 付 方 法

国民健康保険税は、4月から翌年3月までの12か月分を次の方法により納付します。

普通徴収

納付書・口座振替で
納付する方法

納税通知書(納付書・口座振替の方)

納付方法／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
普通徴収				○	○	○	○	○	○	○	○	

納期限は各月の末日ですが、その日が休日(金融機関の休業日)の場合は、翌日が納期限となります。

特別徴収

要件を満たす場合
受給年金から
徴収される方法

すでに年金からの特別徴収の方

納付方法／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
特別徴収	○		○		○		○		○		○	

新たに年金からの特別徴収が始まる方

納付方法／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
普通徴収				○	○	○						
特別徴収							○		○		○	

※特別徴収となる要件

- ・世帯内の国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- ・世帯主が国民健康保険の被保険者であること
- ・世帯主の年金受給額が年額18万円以上であること
- ・世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えないこと

税 額 軽 減 に つ い て

軽 減 制 度

判定基準	軽減率
世帯の所得が33万円以下	7割軽減
世帯の所得が33万円+(世帯主を除く被保険者数×24.5万円)以下	5割軽減
世帯の所得が33万円+(被保険者数×35万円)以下	2割軽減

世帯主(納税義務者)を含む、国民健康保険加入者全員の合計所得が、法令に定められた額よりも低い場合には、均等割額と平等割額に軽減制度が適用されます。

軽減制度に該当するかどうかは、加入者全員の所得を正確に把握し判定する必要がありますので、16歳以上の全ての国保加入者は、確定申告あるいは町県民税申告をお願いします。(扶養になっている方も必要です。)

※収入がなく、これまで軽減制度に該当されていた方でも、世帯の中に申告をされていない人がいると、対象になりませんのでご注意ください。

特例軽減制度

非自発的失業に伴う
国民健康保険
加入の場合

対象者

公共職業安定所(ハローワーク)から、

- ①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)
 - ②雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)
- として失業等給付を受け、国民健康保険に加入の方です。

軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、失業した方の前年分の給与所得をその30/100とみなして行います。

軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

減 免 制 度

特別な事情(災害・重度障害・拘禁等)により、納税が困難であると認められる場合(要審査)には、申請により保険税が減免になる場合がありますので、ご相談ください。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1220】